

公益社団法人 日本精神神経学会 公印管理規則

(目的)

第1条 この規則は公益社団法人日本精神神経学会における公印の管理および使用について定める。

(公印の種類)

第2条 本学会の公印の種類は、次のとおりとする。

- (1) 本学会の法人印
- (2) 本学会の理事長印
- (3) 本学会の選挙管理委員会印
- (4) 本学会の編集委員会の印

(公印の管理等)

第3条

1. 公印の管理およびその使用は、公印管理責任者が行なう。
2. 本学会の公印管理責任者は、事務局長とする。
3. 公印管理責任者は、公印を作製、改刻または廃止するときは、その公印の印影を添えて理事長に届出なければならない

(公印使用簿)

第4条 公印を使用する文書の担当者は、別に定める公印使用簿に文書の件名を記載するものとする。

(規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日から施行する。

